

20220412【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 108：一部の地域の警戒レベル 1 への引き下げ）（4 月 8 日発表）

【ポイント】

- 4 月 8 日、フィリピン政府は、4 月 9 日から 4 月 15 日までの間、一部の地域を警戒レベル 1 に引き下げることを発表しました。
- ビサヤ地域につきましては、南レイテ州が警戒レベル 2 から警戒レベル 1 となります。

【本文】

1 4 月 8 日、フィリピン政府は、4 月 9 日から 4 月 15 日までの間、一部の地域を警戒レベル 1 に引き下げることを発表しました。ビサヤ地域につきましては、南レイテ州が警戒レベル 2 から警戒レベル 1 となります。また、警戒レベル 2 を発出している州内においても今回新たに市町単位でレベル 1 とされた市町もあります。

発表内容の詳細につきましては、以下の関連情報にて確認ください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 165-G 号：一部の地域の警戒レベル 1 への引き下げ）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/04apr/20220408-IATF-RESOLUTION-165-G-RRD.pdf>

+++++

○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3 か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3 か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

[\(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/\)](https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/)

（問い合わせ窓口）

○ 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu
City

電話：(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html